

不正競争防止法等の一部を改正する法律要綱

第一 不正競争防止法の一部改正

一 限定提供データに係る不正競争の新設

1 業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）（以下「限定提供データ」という。）について、次に掲げる行為を不正競争とすること。

(1) 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により限定提供データを取得する行為（以下「限定提供データ不正取得行為」という。）又は限定提供データ不正取得行為により取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

(2) その限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを知って限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

(3) その取得した後にその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを知

ってその取得した限定提供データを開示する行為

- (4) 限定提供データを保有する事業者（以下「限定提供データ保有者」という。）からその限定提供データを示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその限定提供データ保有者に損害を加える目的で、その限定提供データを使用する行為（その限定提供データの管理に係る任務に違反して行うものに限る。）又は開示する行為

- (5) その限定提供データについて限定提供データ不正開示行為（(4)の場合において(4)の目的でその限定提供データを開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為が介在したことを知って限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

- (6) その取得した後にその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為があったこと又はその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為が介在したことを知ってその取得した限定提供データを開示する行為（第二条第一項第十一号から第十六号まで及び第七項関係）

2 1の不正競争について、差止請求権、損害の額の推定等の措置を規定すること。

(第三条から第十五条まで関係)

3 次のいずれかに掲げる行為については、2に関する規定は適用しないこととする。

(1) 取引によって限定提供データを取得した者(その取得した時にその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為であること又はその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為若しくは限定提供データ不正開示行為が介在したことを知らない者に限る。)がその取引によって取得した権原の範囲内においてその限定提供データを開示する行為

(第十九条第一項第八号イ関係)

(2) 相当量蓄積されている情報が無償で公衆に利用可能となっている情報と同一の限定提供データを取得、使用又は開示する行為

(第十九条第一項第八号ロ関係)

二 技術的制限手段の効果を妨げる行為の範囲の見直し

1 「技術的制限手段」の定義等について、それによって制限されているものとして、情報(電磁的記録に記録されたものに限る。)の処理及び記録を追加すること。

(第二条第一項第十七号及び第十八号並びに第八項関係)

2 技術的制限手段の効果を妨げる機能を有する指令符号（電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによつて一の結果を得ることができるものをいう。）を記録した記録媒体等を譲渡する等の行為及び技術的制限手段の効果を妨げる役務を提供する行為を不正競争とすること。

（第二条第一項第十七号及び第十八号関係）

3 特定の反応をする信号を送信する等の方式の技術的制限手段について、当該信号の送信等を影像、音若しくはプログラムとともに行わないものとする事。 （第二条第八項関係）

三 書類提出命令に係る手続の拡充

1 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、侵害行為を立証する等のために必要な書類に該当するかどうかの判断をするために必要があると認めるときは、インカメラ手続により書類の所持者にその提示をさせることができるものとする事。 （第七条第二項関係）

2 裁判所は、インカメラ手続において、提示された書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、専門委員に対し、当該書類を開示することができるものとする事。 （第七条第四項関係）

四 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 工業標準化法の一部改正

一 題名等

1 法律の題名を「産業標準化法」とすること。

(題名関係)

2 「工業標準」を「産業標準」と、「工業標準化」を「産業標準化」と、「日本工業規格」を「日本産業規格」と、「日本工業標準調査会」を「日本産業標準調査会」とすること。

(第一章から第三章まで、第五章及び第七章関係)

二 目的

この法律は、適正かつ合理的な産業標準の制定及び普及により産業標準化を促進すること並びに国際標準の制定への協力により国際標準化を促進することによって、鉱工業品等の品質の改善、生産能率の増進その他生産等の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

三 定義

1 この法律における「産業標準化」の定義に、プログラムその他の電磁的記録（以下単に「電磁的記録」という。）は、役務、経営管理の方法等に関する事項を追加すること。（第二条第一項関係）

2 この法律において「国際標準化」とは、鉱工業品、鉱工業の技術、建築物その他の構築物、電磁的記録、役務、経営管理の方法等に関する事項を国際的に統一し、又は単純化することをいい、「国際標準」とは、国際標準化のための基準をいうものとする。（第二条第二項関係）

四 産業標準の案を作成しようとする者の認定等

1 主務大臣は、認定を受けた産業標準の案を作成しようとする者（以下「認定産業標準作成機関」という。）が、案を添えて産業標準を制定すべきことを主務大臣に申し出た場合において、その申出に係る産業標準の案が適当であると認める場合であつて、その申出に係る産業標準を制定すべきものとして認めるときは、その産業標準の案を日本産業標準調査会に付議することなく、これを産業標準として制定しなければならないもの等とし、それに伴い、認定産業標準作成機関は産業標準の改正等について検討しなければならないものとする等の所要の規定の整備を行うこと。

（第十四条から第十六条まで及び第十八条関係）

2 産業標準の案を作成しようとする者は、主務大臣の認定を受けることができるものとし、それに伴い、当該認定の更新の期間を定める等の所要の規定の整備を行うこと。

(第二十二條から第二十九條まで關係)

五 電磁的記録及び役務の日本産業規格への適合性の認証等

1 電磁的記録作成事業者等又は外国電磁的記録作成事業者等は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて特別な表示を付することができるものとし、それに伴い、当該認証を受けた者以外による特別な表示を禁止する等の所要の規定の整備を行うこと。

(第三十條から第五十六條まで關係)

2 役務提供事業者又は外国役務提供事業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて特別な表示を付することができるものとし、それに伴い、当該認証を受けた者以外による特別な表示を禁止する等の所要の規定の整備を行うこと。

(第三十條から第五十六條まで關係)

六 産業標準化及び国際標準化の促進

国、国立研究開発法人、大学及び事業者その他の関係者は、産業標準化及び国際標準化の促進等に努めるものとする。

(第七十條關係)

七 罰則の見直し

日本産業規格への適合の表示の禁止又は適合の表示の除去若しくは抹消若しくは販売若しくは提供の停止の命令に対する違反に係る罰則について、法人処罰に係る罰金額の上限を一億円とすること。

(第七十八条第一号及び第二号並びに第八十一条第一号関係)

八 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 特許法の一部改正

一 発明の新規性の喪失の例外期間の延長

特許を受ける権利を有する者が出願前に自ら行った発明の公表等により公然に知られた場合に、例外的に当該発明の新規性が喪失されないとする期間を、当該知られた日から一年以内前までとすること。

(第三十条第一項及び第二項関係)

二 書類提出命令に係る手続の拡充

1 裁判所は、特許権の侵害訴訟において、侵害行為を立証する等のために必要な書類に該当するかどうかの判断をするために必要があると認めるときは、インカメラ手続により書類の所持者にその提示

をさせることができるものとする。

(第百五条第二項関係)

2 裁判所は、インカメラ手続において、提示された書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、専門委員に対し、当該書類を開示することができるものとする。

(第百五条第四項関係)

3 その他所要の規定の整備を行うものとする。

三 中小企業者等に対する特許料の減免又は猶予

特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者等であつて、中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、特許権の存続期間の第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができるものとする。

(第百九条の二関係)

四 判定に係る証明等の交付請求の例外

審判官による特許発明の技術的範囲についての判定に係る書類であつて、当事者から営業秘密が記載された旨の申出があつたものについて、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、当該

書類の交付を請求することができないものとする。

(第百八十六条第一項第二号関係)

五 中小企業者等に対する出願審査の請求の手数料の減免

特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができるとすること。

(第百九十五条の二の二関係)

六 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第四 意匠法の一部改正

一 意匠の新規性の喪失の例外期間の延長

意匠登録を受ける権利を有する者が出願前に自ら行った意匠の公表等により公然に知られた場合に、例外的に当該意匠の新規性が喪失されないとする期間を、当該知られた日から一年以内前までとする。

(第四条第一項及び第二項関係)

二 電磁的方法によるパリ条約に基づく優先権主張の手續

意匠登録出願について、パリ条約に基づく優先権の主張に必要な書類に記載されている事項を、電磁的方法により同条約の同盟国の政府又は工業所有権に関する国際機関との間で交換できるものとする。と。

(第十五条第一項及び第六十条の十関係)

三 判定に係る証明等の交付請求の例外(第三の四と同旨)

(第六十三条第一項第三号関係)

四 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第五 商標法の一部改正

一 商標登録出願の分割に係る手数料の納付

商標登録出願人は、二以上の商品等を指定商品等とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とするに当たっては、商標登録出願について納付すべき手数料を納付するものとする。

(第十条第一項関係)

二 判定に係る証明等の交付請求の例外(第三の四と同旨)

(第七十二条第一項第二号関係)

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第六 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正

特許庁長官は、特許料等を納付しようとする者から、指定立替納付者（クレジットカード会社）をして当該特許料等を立て替えて納付させることを希望する旨の申出があつた場合には、収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができるものとする。 （第十五条の三及び第十六条関係）

第七 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正

特許庁長官は、中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、国際出願の手数料を軽減し、又は免除することができるものとする。 （第十八条の二関係）

第八 弁理士法の一部改正

一 弁理士その他特定の士業が行うことを業とすることができる業務の追加
弁理士は、技術上のデータに係る特定不正競争に関する事件の裁判外紛争解決手続の代理等を行うことを業とすることができるものとする。

（第二条第五項及び第六項、第四条第二項第二号及び第三号、第五条並びに第六条の二関係）

二 弁理士がその名称を用いて行うことを業とすることができる業務の追加

1 弁理士は、技術上のデータの売買契約の締結の代理等を行うことを業とすることができるものとする。
（第二条第五項並びに第四条第三項第一号及び第三号関係）

2 弁理士は、特許に関する権利等の利用の機会の拡大に資する日本産業規格その他の規格の案の作成に参与し、又はこれに関する相談に応ずることを業とすることができるものとする。
（第四条第三項第四号関係）

第九 附則

一 この法律の施行期日について必要な規定を設けること。
（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めること。
（附則第二条から第十八条まで関係）

三 関係法律について所要の改正を行うこと。
（附則第十九条から第三十五条まで関係）

